

## 若葉区ラジオ体操グループ表彰要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「日本一 高齢者がいきいきと暮らせるまち若葉」に向け、住民が主体となりラジオ体操を通して健康づくりやまちづくりに取り組んでいる優良グループの表彰について必要な事項を定める。

### (表彰の基準)

第2条 この表彰の対象となる地区組織（以下「団体」という）は、次の各号のいずれにも該当するものとし、この要領により区長が表彰する。

(1) 当該年4月1日現在、住民が主体となりラジオ体操に積極的に取り組んでいるラジオ体操グループ（以下「グループ」という）で、ラジオ体操を始めてから5年以上活動を継続し、かつ、10人以上で構成し週1回以上の活動をしている登録グループとする。

(2) ラジオ体操を通して住民の健康づくりやまちづくりに積極的に取り組み、その功績が顕著で区長が必要と認めるグループ

(3) 既に表彰を受けた団体においては、表彰年度の翌年度以降、更に5年間取り組みを継続した場合、再度表彰の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が表彰することが適当でないとする場合は、対象としない。

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰を受けたグループは名簿（様式第1号）に登録し管理する。

### (表彰候補グループの選定)

第4条 所管（健康課）の長は第2条に該当すると認められるグループの調書を作成し、毎年区長が定める日までに、表彰候補グループの調書（様式第2号）に参考資料を添えて区長に提出するものとする。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年、区長が別に定める日に行うものとする。ただし、第2条に該当するグループが無い場合は、これを行わないものとする。

### (表彰の取消)

第6条 区長は、この要領による表彰を受けたグループがその責に帰すべき行為により著しくその名誉を失ったと認められるときは、その表彰を中止し、又は既に行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消された団体に対しては、すでに受領した表彰状の返還を求めることができる。

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成26年11月7日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。